

京都府産業教育審議会規則

昭和27年3月28日
京都府教育委員会規則第3号

京都府産業教育審議会規則をここに公布する。

京都府産業教育審議会規則

第1条 京都府産業教育審議会（以下「審議会」という。）の運営に関しては、この規則による。

（会長及び副会長）

第2条 審議会には、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（平21教委規則15・一部改正）

（会議）

第3条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

（議事）

第4条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長が必要と認めた時は、採決によらずそれぞれの意見を答申することができる。

（専門部会）

第5条 審議会が必要と認めた時は、専門事項について調査研究の為に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の専門委員は、会長の指名による他、審議会委員以外の者に委嘱することができる。

3 専門委員は、その任務の終了と同時に退任するものとする。

4 部会には、部会において互選された部長を置く。

5 部長は、部会の会務を掌理する。

（庶務）

第6条 審議会の庶務及び会計については、京都府教育委員会事務局において処理する。

附 則

1 この規則に定めるものの外、審議会の議事の手続き、その他その運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

2 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第15号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に会長及び副会長である者は、この規則の施行の日に、改正後の京都府産業教育審議会規則第2条第2項の規定により会長及び副会長に選出されたものとみなす。